

個別避難計画作成の手引き

近年、頻発化する大規模災害において、高齢者や障がい者などスムーズに避難できない方への被害が高い割合を占めています。高齢者や障がい者など支援を必要とする人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成し、備えておくことが重要となってきました。

個別避難計画の作成は、市町村が、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉専門職などの関係者と協力して作成することとされています。

邑南町では、個別避難計画の作成を進めるにあたり、避難行動要支援者が福祉サービスを利用している場合は、福祉事業者と業務委託契約を締結し、福祉専門職が中心となって作成することとしています。また、その他の方については、原則、地域の自主防災組織が中心となって作成を進めていただきたいと思います。

自分の命は自分で守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人が互いに協力し合う「共助」による地域防災力の向上が、災害による被害を予防し、軽減することに非常に重要であり有効であることをご理解いただき、町による「公助」との相互連携のもと、みんなで協力して「誰一人取り残さない地域づくり」を目指しましょう。

標準的な個別避難計画の作成の流れを手引きとして作成しましたので、参考にさせていただき計画作成にご活用ください。

【用語集】

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項15号）

避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10）

個別避難計画：避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（災害対策基本法第49条の14）

避難支援等関係者：自主防災組織、福祉関係者、民生児童委員、消防団等、避難支援等の実施に携わる関係者

避難支援等実施者：避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

1. 要支援者への名簿情報提供の同意確認書

● 町 → 要支援者

町から自主防災組織等に情報を提供するためには、要支援者から提供の同意を取る必要があります。今後、地区内の対象者に書類を送付し、提供に同意していただき、確認書を返送してもらいます。

(地区内での声掛け等、協力をお願いいたします。)

2. 「邑南町避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書」の締結

● 町 ←→ 自主防災組織（避難支援等関係者）

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）から提供の同意を得た個人情報について、町からの提供を受けるにあたり、個人情報の取り扱いの方法その他個人情報の保護について必要な事項を定める協定書の締結をします。

3. 個別避難計画の作成対象者の確認

● 町

同意が得られた中から、ハザードマップで危険な区域に住む方や心身の状況などから作成の優先順位を検討します。また、福祉サービス等の利用を確認し、自主防災組織が主体となる対象者を確認します。

4. 要支援者及び避難支援等の情報を収集

● 自主防災組織

本人等（要支援者又はその家族等）に対して、個別避難計画の趣旨を説明し、個別避難計画を作成する同意を得ます。あわせて要支援者の心身状況や生活環境等を踏まえ、事前に要支援者の自助の程度（防災意識、平常時の備え、地域の災害リスクの理解等）に関する調査を行います。

また、避難支援等関係者の支援力（避難支援資機材の準備状況や避難支援が可能な近隣住民数の把握等）に関する調査を行います。

5. 個別避難計画作成推進会議の開催

● 自主防災組織 → 避難支援等関係者

調査結果等に基づき、避難支援等関係者とともに移動支援時の留意事項や避難経路等について検討する個別避難計画作成推進会議を行い、計画の原案を作成します。

6. 地域調整会議の開催

● 自主防災組織 → 避難支援等関係者、本人等

原案に基づき、地域調整会議を行い計画を完成させます。必要に応じて4～6をまとめて実施することができます。

7. 個別避難計画の提出

● 自主防災組織 → 町 → 避難支援等関係者

完成した個別避難計画（その他関連書類を含む）の原本を町に提出します。個別避難計画は、本人等の承諾のもと、避難支援等実施者と共有します。なお、本人等の承諾が得られた場合、避難支援等関係者に写しを共有することができます。

8. 個別避難計画の活用

● 自主防災組織（避難支援等関係者）

計画に基づいて避難訓練を実施してみます。避難支援の内容を検証し、改善を図ります。

9. 個別避難計画の見直し・修正

● 自主防災組織（避難支援等関係者） → 町

心身状況や生活環境等の変化により計画の見直し等を行います。避難支援に係る方法等の内容の変更や避難支援等実施者の変更等があった場合は町に報告してください。

10. 担当課及び問い合わせ先

邑南町役場 総務課 危機管理係（邑南町矢上6000番地）

電話 0855-95-1111 FAX 0855-95-2351 IP 050-5207-3000

「個別避難計画作成の手引き」ポイント

「5. 個別避難計画作成推進会議」のイメージ

参加者…自主防、民生委員、近所の人等。

内容…具体的な避難経路や支援時の留意点、避難支援等実施者の候補を選出など。

地区内の要支援者、数名をまとめて実施することも可能。

「6. 地域調整会議」のイメージ

参加者…本人等、自主防、避難支援等実施者。

内容…個別避難計画の案について、全員で確認し、本人等の署名により計画を完成させる。

一人ずつになるので、本人等の家で行われることを想定。

避難支援等関係者の役割分担

- ・ **自主防災組織**…本人等に個別避難計画の同意を得た後、状況等の調査。
各会議の出席者の調整。
名簿、計画の管理。
- ・ **福祉事業所**…福祉サービス利用者については、ケアマネ等が中心となって作成を進めますが、地域との関わりが少ないことも想定されます。
町が福祉専門職と地区との連携を調整しますので、協力をお願いします。
- ・ **民生委員**…「1. 要支援者への名簿情報提供の同意確認書」において、地区内の該当と思われる方への声掛けと同意確認書の返送への協力をお願いします。
「5. 6.」で自主防等から依頼があれば会議への参加
計画の所持については、自主防と相談の上、地区で統一。
- ・ **避難支援等実施者**…近所の人等が該当することが想定。
「5. 6.」の会議への参加。
計画の管理。